

○農林水産省令第二十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）  
第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月十一日

農林水産大臣 坂本 哲志

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

別表第 1 (第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係)

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)
ケトプロフェ ンを有効成分 とする注射剤 (別表第 2 に 掲げるものを 除く。)			
(略)	(略)	(略)	(略)
ツラスロマイ シンを有効成 分とする注射 剤 (別表第 2 に掲げるもの を除く。)			
(略)	(略)	(略)	(略)

注 1～20 (略)

別表第 2 (第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係)

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
--------	------------------	--------	--------

別表第 1 (第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係)

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)
ケトプロフェ ンを有効成分 とする注射剤			
(略)	(略)	(略)	(略)
ツラスロマイ シンを有効成 分とする注射 剤			
(略)	(略)	(略)	(略)

注 1～20 (略)

別表第 2 (第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係)

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
--------	------------------	--------	--------

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
塩酸クロルテ トラサイクリ ン及びスルフ アジミジンを 有効成分とす る配合剤たる 飼料添加剤	(略)	(略)	(略)	食用に供する ためにと殺す る前24日間	生（生後13月 を超える雌の 乳牛（食用に 供するための 搾乳がされな くなったもの を除く。）を 除く。）	1日量として 体重1kg当た りケトプロフ エン3mg以下 及びツラスロ マイシン2.5mg （カ価）以下 の量を皮下に 注射すること 。	(略)	(略)	(略)
ケトプロフェ ン及びツラス ロマイシンを 有効成分とす る配合剤たる 注射剤	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注 1～9 (略)									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
塩酸クロルテ トラサイクリ ン及びスルフ アジミジンを 有効成分とす る配合剤たる 飼料添加剤	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注 1～9 (略)									

附 則

この省令は、公布の日から施行する。